

「 - 未成年者と親権者の利益相反 - 」

未成年者を担保提供者として（根）抵当権設定登記をする場合に、未成年者とその親権者との間で利益相反行為となる主な例は次のとおりです。

- ①. 未成年者が担保提供者で、親権者が債務者のときは利益相反行為になる。
- ②. 親権者が保証人または連帯保証人である他人の債務を担保するため、未成年者所有の不動産に同人の代理人として設定登記を申請する行為は、利益相反行為である。

利益相反行為に該当する場合は、親権者に代わって未成年者を代理する『特別代理人』を家庭裁判所に選任してもらい、特別代理人と親権者が契約を行うこととなります。

【参考】

「利益相反行為にならない例」

- ・他人の債務について、未成年者と親権者とがともに担保提供者になること
- ・親権者が代表取締役となっている A 会社の債務を担保するために
未成年者が担保提供者となること

今月の一言
by 平井

借換を行うにあたり、登記簿を調査したところ、当該物件を親が未成年者の子に贈与していたため、思いがけず特別代理人選任の手続が必要となったケースもありました。

次回は同じ利益相反でも、違う手続を踏む、会社とその代表者との利益相反について、取り上げます。

* * * 田尻司法書士事務所 * * *

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・

裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6 (西京区役所西入すぐ)

TEL : 075-393-1550

FAX : 075-393-1568

『事務所メインURL : <http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『相続・遺言専門URL : <http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴 (行政書士、AFP)

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡